

京丹後市食品加工支援センター食品加工製造業務受託取引要領(案)

公益財団法人丹後地域地場産業振興センター

(目的)

第1 この要領は、公益財団法人丹後地域地場産業振興センター（以下「センター」という。）が、地場製品の質的向上、販路の拡大等、地場産業の振興を図ることを目的として、京丹後市食品加工支援センターで行う食品加工製造業務の受託に係る取引方法を定めるものである。

(食品加工製造業務依頼者の条件)

第2 食品加工製造業務の依頼者（以下、依頼者という。）は、丹後地域2市2町（宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町）に業務の拠点を置くものとする。
2 前項の規定に関わらず業務の支障のない範囲内において、それ以外の地域に業務拠点を置くものであっても依頼可能とする。

(商品開発相談及び試作依頼)

第3 商品の開発についての相談を希望する者は、商品開発相談申込書（様式第1-1、様式第1-2）をセンターに提出する。
2 商品開発において専門家の指導、助言が必要となった場合は、依頼者の求めに応じてフードコーディネーターを斡旋する。なお、必要な経費は依頼者が支払うものとする。
3 試作品を製造する場合の料金は、別途理事長が定める。

(食品加工製造業務の依頼)

第4 依頼者が食品加工製造業務の見積を依頼する場合は、食品加工製造業務見積依頼書（様式第2）に製造に係る詳細事項等を明示しセンターに提出する。
2 製造を依頼する場合は、食品加工製造依頼書（様式第3）をセンターに提出する。

(商品に表示する製造所)

第5 商品に表示する製造所は下記のとおりとする。
株式会社丹後王国ブルワリー
（京都府京丹後市網野町網野385番地の1 京丹後市食品加工支援センター）

(食品加工に関する責務)

第6 センターは製造物責任法（平成6年法律第85号）の責務を負う。なお、センターは、生産物賠償責任保険に加入するものとする。

(秘密の保持)

第7 センターは、レシピ、加工ノウハウ等の知りえた情報を第三者に漏洩し、または開示してはならない。

(商品の納入)

第8 製造商品の納品にあたっては、商品と納品書をもって依頼者とセンター双方が確認するものとする。

2 初回の商品の引渡は、商品代金の入金確認後とする。

(加工代金の支払い)

第9 初回の商品引渡し前に、センターが発行する請求書によりセンターが指定する口座に振り込むものとする。ただし、次回以降の支払い期限は双方協議とする。

(改廃)

第10 本要領の改廃は、事務局長が起案し、理事長の決裁により決定する。

附 則

- 1 この要領に定めのない事項については、一般的商取引慣行によるほか、依頼者とセンターで誠意を持って解決するものとする。
- 2 この要領は、令和4年12月1日から施行する。